

支部友規程

制定 平成 29 年 5 月 6 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）の支部規約第 5 条の 2 に基づく支部友について定めるものである。

(入会手続き)

第 2 条 公益社団法人 日本山岳会(以下「本会」という。)の会員で、本会の他支部に所属する者で、本支部への入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、支部友会費を納めなければならない。

(支部友会費)

第 3 条 支部友会費は、支部規約第 28 条に定める会費と同額とする。

(支部報の受領等)

第 4 条 支部友は、支部報「たま通信」の配布を受けることができる。

(施設等の利用)

第 5 条 支部友は、本支部の規程および要領にしたがって、本支部の施設、設備、備品およびホームページ等を利用することができる。

(活動への参加)

第 6 条 支部友は、本支部の各種の研修・行事・集会等に参加することができる。

(総会における議決権)

第 7 条 支部友は、支部総会における議決権を持たないものとする。

(役員、評議員就任の制限)

第 8 条 支部友は、本支部の支部規約第 8 条に規定する役員及び第 9 条に規定する評議員に就任することはできない。

(退会)

第 9 条 支部友が、本支部を退会しようとするときは、支部長に退会届を提出しなければならない。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。

附 則

1 この規程は平成 29 年 5 月 6 日より施行する。